

「託送供給等約款」の見直しの概要

現行の地域間連系線利用ルールでは、連系線利用者の申込みに対し、先着優先で容量割当が行われています。

このたび、国の審議会等における審議の結果、原則として全ての連系線容量を、日本卸電力取引所を介して連系線利用者に割り当てる仕組み（間接オークション）に見直されることとなりました。

これを踏まえた「託送供給等約款」の主な変更内容は、以下の通りです。

1. 連系線利用計画の提出に関連する供給条件の削除

連系線利用計画*の提出が不要となることから、関連する供給条件を削除しました。

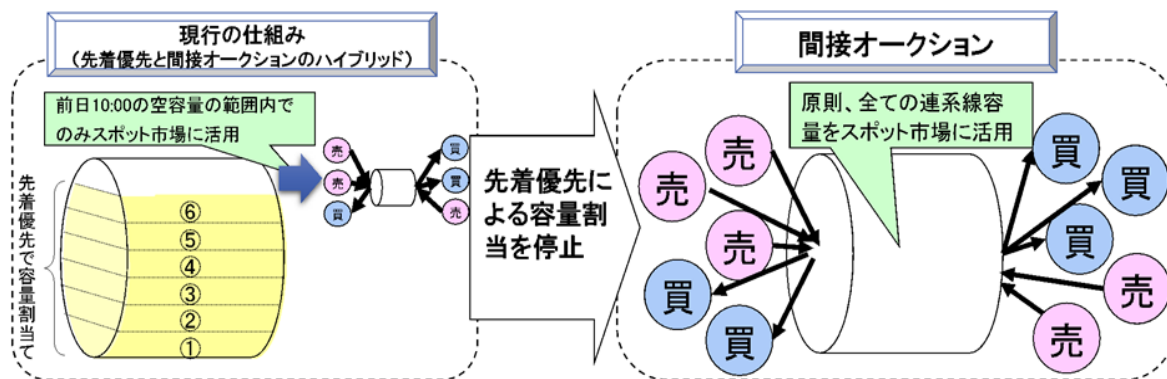
※小売電気事業者等が連系線の利用を希望する場合に、電力広域的運営推進機関および当社に提出する計画。

2. 変更賦課金に関連する供給条件の削除

連系線容量の空押さえ防止を目的として計画値の減少時に事業者へ求める変更賦課金が不要となることから、関連する供給条件を削除しました。

なお、詳細事項を定めた変更賦課金要綱についても、あわせて廃止します。

【参考：地域間連系線の利用ルール見直しのイメージ】



(出典：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第3回制度検討作業部会 資料4)

- ・ 地域間連系線の利用ルール見直しの詳細については、[電力広域的運営推進機関のホームページ](#)をご参照ください。

以上